

岩内町新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成26年9月30日
北海道岩内町

目次

I. はじめに	1
1. 国及び北海道における取組	1
2. 町における取組	1
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	2
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	2
3. 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点	4
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	5
5. 対策推進のための役割分担	6
6. 行動計画の主要7項目	8
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 予防接種	
(6) 医療	
(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保	
7. 発生段階	14
III. 各段階における対策	16
未発生期	16
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 予防接種	
(6) 医療	
(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保	
海外発生期	20
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	

- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

国内発生早期……………23

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

国内感染期……………27

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

小康期……………31

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(附属資料) 用語解説……………34

I. はじめに

1. 国及び北海道における取組

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生しており、ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を持たないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらしてきました。

平成21年4月には、新型インフルエンザが世界的な大流行となり、日本でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計され、国内では一時的に医療資源や物資のひっ迫がみられました。

また、未知の感染症である新感染症の中で新型インフルエンザ同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性も懸念されており、国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

このようなことから、国は、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）を制定しました。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や、感染拡大防止対策等が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に規定され、国全体としての態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

この度、国は、特措法に基づいた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を、平成25年6月に策定しました。

また、北海道は、政府行動計画を基本とし、同年10月に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を策定しました。

2. 町における取組

町は、特措法に基づき、国の政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン、さらに道行動計画との整合性を図りながら、町民生活の安心安全を守るため「岩内町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を策定します。

町行動計画は、特措法第8条に基づき、本町における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すものです。

なお、町行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりとします。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

また、町行動計画は、国や北海道の新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直す政府行動計画及び道行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられ、万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供の受入能力を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があります。

町としても、国や北海道と緊密に連携し、国や北海道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進めます。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせて、医療体制の整備のための時間を確保します。
 - ・ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減し、患者数等が医療提供の受け入れ能力を超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
- 2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
 - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施により、町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

町としても、国や北海道の基本的な考え方を踏まえながら、町における新型インフル

エンザ等対策に取り組むこととします。以下は、政府行動計画及び道行動計画に即した基本的な考え方です。

（町の取組の考え方）

- 発生前の段階では、地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行います。
- 町内の発生当初の段階では、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。
- 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。

また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行います。
- 町内で感染が拡大した段階では、国、北海道、事業者等と相互に連携し、医療の確保や町民生活・町民経済の維持のために最大限の努力を行いますが、社会が緊張し、様々な事態が生じることが想定され、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処します。
- 事態によっては、岩内町の実情等に応じて、国や北海道の新型インフルエンザ等対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようになります。

新型インフルエンザ等の対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて検討することが重要です。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、北海道、町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

3. 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、発生した時には、特措法その他の法令、政府行動計画、道行動計画や国が定めるガイドラインに即して、町行動計画等に基づき、関係機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

1 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡し等の要請等、町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとしします。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民への十分な説明と理解を得ることを基本とします。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、あくまで万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるようになっていています。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないことも考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

3 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、政府対策本部や道対策本部と相互に緊密な連携を図り推進していきます。

4 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1 被害想定について

新型インフルエンザ等は、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ等発生時の流行規模については、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点では完全に予測することは難しい現状にありますが、町行動計画における被害想定については、国や北海道の被害想定のお考え方に準拠し、次のとおり推計します。

		国	北海道	岩内町
感染者数 (人口の25%)		3,200万人	137万人	3,500人
最大受診者数		2,500万人	107万5千人	2,800人
中等度 (致死率0.53%)	最大入院患者数 (1日当たり最大)	53万人 (10万1千人)	2万3千人 (4,300人)	56人 (11人)
	死亡者数	17万人	7,000人	19人
重度 (致死率2.0%)	最大入院患者数 (1日当たり最大)	200万人 (39万9千人)	8万6千人 (1万7千人)	224人 (45人)
	死亡者数	64万人	2万8千人	70人
従業員の欠勤率		最大 40%		

※政府行動計画及び道行動計画の流行規模に準じ、推計

(国と北海道の人口は、平成22年の国勢調査、町の人口は住民基本台帳を基に14,000人とした)

なお、この推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響や効果、現在の我が国の衛生状況等については考慮していないことに十分留意する必要があります。

また、被害想定については、現時点でも多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、国では必要に応じて見直しを行うこととしています。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画における「新型インフルエンザ等による社会への影響について」の想定に準拠し、以下のような影響を一つの例として想定しました。

- 町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患します。患者は1週間から10日間程度罹患し欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後治癒し（免疫を得て）、職場に復帰すると想定されます。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

5. 対策推進のための役割分担

対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担います。

1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、新型インフルエンザ等に係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。

【北海道】

北海道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努めます。

【町】

町は、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。対策の実施に当たっては、北海道や近隣の市町村と緊密な連携を図ることとします。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定や、地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとします。

4 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

5 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実

施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

6 一般の事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

7 町民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

6. 行動計画の主要7項目

町行動計画では、政府行動計画の項目に「予防接種」を追加し、発生段階ごとに、(1) 実施体制、(2) サーベイランス・情報収集、(3) 情報提供・共有、(4) 予防・まん延防止、(5) 予防接種、(6) 医療、(7) 町民生活・町民経済の安定の7つの分野ごとに対策を進めます。各項目の対策については発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については、以下のとおりです。

(1) 実施体制

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるとしています。このため、国、北海道、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められることから、町としても関係機関・団体が一体となった対策を進めるよう努めます。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部局等の連携を確保しながら、庁内が一体となった取組を推進します。さらに、関係部局等においては、北海道や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部が設置され、さらに、国において、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときは、直ちに、町長を本部長とした「岩内町新型インフルエンザ等対策本部」を設置します。

《 岩内町新型インフルエンザ等対策本部 》

ア 構成

- ・ 本部長：町長
- ・ 副本部長：副町長
- ・ 本部長員：総務部長、民生部長、企画経済部長、建設水道部長、議会事務局長、教育長、消防長
- ・ 事務局：民生部保健福祉課（医療保険・保健指導担当）

イ 所管事項

- ・ 町民に対するワクチン接種に関すること
- ・ 町民の生活支援に関すること
- ・ 要援護者への支援に関すること
- ・ 町民に対する正確な情報の提供に関すること
- ・ 国、北海道、関係機関等との連絡調整に関すること
- ・ その他町対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

(2) サーベイランス・情報収集

町は、政府行動計画及び道行動計画の考え方に基づき、必要な協力を行い、新型インフルエンザ等対策に資することとします。

北海道では、道内の患者数が増加した時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、保健所や医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替わります。町は、北海道等と連携し、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模、町で流行する病原体の性状に関する情報、死亡者を含む重症者の状況に関する情報等に着目し、町における体制の確保等に活用します。

また、北海道では、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握するとともに、国がとりまとめた全国デー

夕を入手し、関係部局で情報を共有しながら対策に活用することから、町は、北海道等と連携し、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

(3) 情報提供・共有

1) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、北海道、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが重要です。コミュニケーションは双方向のものであり、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意します。

2) 情報提供手段の確保

町民は、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、高齢者、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた多様な媒体を用い、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努めます。

3) 発生前における町民への情報提供

町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか、北海道等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供します。特に、学校は、集団感染が発生しやすいなど、感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携し、感染症や公衆衛生について、児童、生徒等に丁寧に情報提供します。

4) 発生時における町民への情報提供及び共有

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこととなっています。

町は、国や北海道が行う情報提供に合わせ、詳細かつ適切な情報提供に努め、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応等を分析し、次の情報提供に活かしていきます。

(4) 予防・まん延防止

1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせること

で体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の、基本的な感染対策を実践するよう促します。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、国、北海道より不要不急の外出の自粛要請があることから、町は、要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

地域対策・職場対策については、道内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施するよう周知します。

(5) 予防接種

1) 特定接種

ア 特定接種について

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員 となっています。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければなりませんとしています。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う、指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心

として特定接種の対象業務を定めるとしてしています。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとしてしています。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しませんが、国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されています。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本としています。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなります。

イ 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員及び道内市町村職員については、道又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施し、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

2) 住民接種

ア 住民接種

緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行います。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種として行います。

政府行動計画では、住民接種の順位について、4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としていますが、柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定するとしてしています。

特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本としています。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者・妊婦）
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方をはじめ、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し（特措法第46条第2項）、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国が決定するとしています。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

イ 町民に対する予防接種の接種体制

町民に対する予防接種については、町が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施します。接種に必要な医師等の確保については、関係団体等に協力を要請し、接種体制の構築を図ります。

ウ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「町民に対する予防接種（住民接種）」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定するとされています。

町としては、その決定を受け、北海道と連携しながら適切な接種体制の構築に努めます。

(6) 医療

町は、道行動計画に記載されている「医療」に関する対策について、北海道等からの要請に応じてその対策に協力します。

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限にできるよう、国、北海道、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき、事前に十分準備を行います。また、一般の事業者においても事前の準備が図られるよう、働きかけることとします。

7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意志決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、WHO（世界保健機関）の警戒段階の引き上げ及び引き下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしています。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、北海道は地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で判断することとしています。

町としては、国及び北海道の分類に合わせ、以下のとおり、発生段階を分類します。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するという事に留意します。

《 発生段階 》

段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（北海道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、状態、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載します。対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にしています。

未発生期

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

イ 目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行います。

ウ 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ、国や北海道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。

(1) 実施体制

ア 町行動計画の作成

- ・ 町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画、業務計画及び事業継続計画の策定を行い、必要に応じて見直します。

イ 体制の整備及び国、北海道との連携強化

- ・ 町は、発生時に備えた事業継続計画の策定・見直しを行います。
- ・ 町は、北海道、他市町村、指定（地方）公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換や連携体制の確認を実施します。
- ・ 町は、町行動計画の作成にあたり、必要に応じて、北海道による支援を要請します。
- ・ 町は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進めます。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- 町は、国、北海道等からの新型インフルエンザ等対策に関する国内外の情報を収集します。

イ 通常のサーベイランス

- 町は、国及び北海道が行うサーベイランス・情報収集について、把握に努めるとともに、国及び北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

ウ 調査研究

- 町は、必要に応じて、国及び北海道が行う調査・研究に参加するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修や他市町村等との連携等の体制整備に努めます。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- 町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、北海道と連携しながら、各種媒体を活用し、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行います。
- 町は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

イ 体制整備等

- 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておきます。
- 町は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制整備に努めます。
- 町は、常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制の構築に努めます。
- 町は、町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進めます。

(4) 予防・まん延防止

ア 対策実施のための準備

- 町は、町民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- 町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。

イ 地域対策・職場対策の周知

- 町は、地域や職場における感染防止対策について、周知を図るための準備を行います。
- 町は、北海道と連携の下、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、周知を図るための準備を行います。

(5) 予防接種

ア 特定接種

- 町は、国からの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知及び登録等に協力します。
- 町は、特定接種の対象となる町職員に対し、集団接種を原則として、特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。

イ 住民接種

- 町は、国及び北海道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町民に、ワクチンを接種するための体制の構築を図ります。
- 町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、町以外の市町村における接種を可能にするよう北海道と連携を図ります。
- 町は、速やかに接種できるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

ウ 情報提供

- 政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、国民の理解促進を図るとしており、町としても、町民に対し、必要な

情報提供に努めます。

(6) 医療

- 町は、北海道からの要請に基づき、地域医療体制の整備や新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制整備に協力します。

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

- 町は、国及び北海道と連携し、国内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に係る要援護者の把握とその具体的手続き等を決めておきます。

イ 火葬能力等の把握

- 町は、国及び北海道と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を図ります。

ウ 物資及び資材の備蓄等

- 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄、施設及び設備の整備に努めます。

海外発生期

ア 状態

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状況。

イ 目的

- ・ 新型インフルエンザ等の国内侵入をできる限り遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。
- ・ 国内発生に備えて体制の整備を行います。

ウ 対策の考え方

- ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は、病原性、感染力等が高い場合にも対応できるように、国と連携しながら、強力な措置をとることとします。
- ・ 対策の判断に役立てるため、国及び北海道と連携の下、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- ・ 国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行います。
- ・ 町民生活及び町民経済の安定のための準備を進め、町内発生に備えた体制整備に努めます。

(1) 実施体制

ア 体制強化等

- ・ 町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は、国の動向を見極めながら、必要な情報収集に努めます。
- ・ 国が、感染拡大防止対策等に関する基本的処理方針を決定した場合は、町においても、速やかに国及び北海道の方針に従った対処方針を決定します。
- ・ 町は、海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合は、国及び北海道の対策に準じ、必要な措置を講じます。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・ 町は、国及び北海道が行うサーベイランス・情報収集について、把握に努めると

ともに、国及び北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・ 町は、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。
- ・ 町は、情報の提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努めます。

イ 情報共有

- ・ 町は、国や北海道、関係機関等とのリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を設置し、対策の理由、プロセス等の共有に努めます。

ウ 相談窓口の設置

- ・ 町は、国からの要請に基づき、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国が作成する Q&A 等を参考としながら、適切な情報提供に努めます。

(4) 予防・まん延防止

ア 感染症危険情報の周知等

- ・ 町は、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国から感染症危険情報が発出されたときは、必要に応じ、北海道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起を、町民に広く周知します。

イ 防疫措置、疫学調査等についての協力

- ・ 町は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置や必要な調査等について、北海道等からの要請に応じ、その取組に協力します。

(5) 予防接種

ア 特定接種

- ・ 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施するとしています。
- ・ 町は、国が実施する特定接種に協力するとともに、国や北海道と連携し、町職員に対し集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

イ 住民接種

- 町は、国及び北海道と連携し、特措法第46条及び予防接種法第6条第1項に基づく臨時接種、または予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行います。

ウ 情報提供

- 町は、国及び北海道等と連携し、国が行う、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報提供を行います。

(6) 医療

- 町は、北海道等からの要請に基づき、帰国者・接触者外来の周知や受診勧奨、患者の移送、搬送体制の準備等に協力します。

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 要援護者対策

- 町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを、要援護者や協力者へ速やかに連絡します。

イ 遺体の火葬・安置

- 町は、北海道等からの要請に基づき、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の準備を行います。

国内発生早期

ア 状態

- 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
(地域未発生期)
- 北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
(地域発生早期)
- 北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

イ 目的

- 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- 患者に適切な医療を提供する。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- 感染拡大を防ぐため、流行のピークを遅らせ、引き続き、感染拡大防止策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、北海道と連携し、積極的な感染拡大防止策等を講じます。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。
- 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を、北海道と連携し、行います。
- 国内感染期への移行に備えて、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備、予防接種の準備等、町内発生に備えた体制の整備を急ぎます。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

ア 町対策本部の設置

- 町は、国が緊急事態宣言を行った場合、速やかに町対策本部を設置します。

(2) サーベイランス・情報収集

- 町は、国及び北海道が行うサーベイランス・情報収集について、把握に努めるとともに、国及び北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- 町は、町民に対して、町内外での発生状況や具体的な対策等を、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。
- 町は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校や保育施設等、職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。
- 町は、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します。

イ 情報共有

- 町は、国や北海道、関係機関等とのリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行います。

ウ 相談窓口等の体制充実・強化

- 町は、北海道等からの要請に基づき、相談窓口等の体制の充実・強化に努めます。また、状況の変化に応じた Q&A の改定版の配布を受け、相談対応に活用します。

(4) 予防・まん延防止

ア 国内での感染拡大防止策

- 町は、北海道と連携しながら、業界団体等を経由し、または直接、町民、事業者に対して、次の要請を行います。
 - 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。
 - 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。

(5) 予防接種

ア 住民接種

- 町は、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の情報を踏まえ、接種順位等に関する国の決定内容を確認します。
- 町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始するとともに、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始します。
- 町は、接種の実施に当たり、国及び北海道と連携し、保健センター等の公的な施設の活用や医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団接種を行います。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 上記の対策に加え、町民に対し、特措法第46条及び予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(6) 医療

- 町は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国及び北海道からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 要援護者対策

- 町は、新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び北海道等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

イ 遺体の火葬・安置

- 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるように努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備する場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。
 - ① 水の安定供給
水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

② 生活関連物資等の価格の安定等

町は、町民生活及び町民経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、北海道等と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対し、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

国内感染期

ア 状態

- 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(地域未発生期)

- 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

(地域発生早期)

- 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(地域感染期)

- 道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。

イ 目的

- 医療体制を維持します。
- 健康被害を最小限に抑えます。
- 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑えます。

ウ 対策の考え方

- 感染拡大を防ぐため、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
- 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人が取るべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくし、医療体制への負荷を軽減します。
- 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるよう、健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
- 欠勤者の増大が予測されますが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。
- 住民接種を早期に開始できるように準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1) 実施体制

ア 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、速やかに町対策本部を設置します。
- ・ 町が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、北海道等と協議しながら特措法の規定に基づく北海道による代行、北海道又は他市町村による応援等の措置を求めることとします。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 町は、国及び北海道が行うサーベイランス・情報収集について、把握に努めるとともに、国及び北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・ 町は、道内外の発生状況や具体的な対策等を、できる限りリアルタイムで町民に情報提供します。
- ・ 町は、北海道等と連携し、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、道内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。また、社会活動の状況についても、情報提供します。
- ・ 町は、引き続き、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。

イ 情報共有

- ・ 町は、国や北海道、関係機関等とのリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と対策の的確な状況把握を行います。

ウ 相談窓口等の体制充実・強化

- ・ 町は、北海道等の要請に基づき、相談窓口等を継続します。また、状況の変化に応じた Q&A の改定版の配布を受け、相談対応に活用します。

(4) 予防・まん延防止

ア まん延防止策

- ・ 町は、北海道等と連携しながら、業界団体等を経由し、または直接、町民、事業者等に対して次の要請を行います。

- ① 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨します。
- ② 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。

(5) 予防接種

ア 住民接種の実施

- ・ 町は、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 必要に応じ、基本的対処方針の変更を踏まえ、住民に対して、特措法第46条及び予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(6) 医療

ア 医療機関等への情報提供

- ・ 町は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国及び北海道からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

イ 在宅で療養する患者への支援

- ・ 町は、国及び北海道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合は、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や、自宅で死亡した患者の対応を行います。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、国及び北海道と連携し、町内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、北海道が行う臨時の医療施設の設置に協力します。

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 要援護者対策

- ・ 町は、新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き、国や北海道

等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 水の安定供給

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

② 生活関連物資等の価格の安定等

- 町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、北海道等と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。
- 町は、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、北海道等と連携しながら、町民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講じます。

③ 要援護者への生活支援

- 町は、国、北海道と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

④ 埋葬・火葬の特例等

- 町は、北海道からの要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させます。
- 町は、北海道からの要請に基づき、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応します。
- 町は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施します。

小康期

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

イ 目的

- ・ 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

ウ 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- ・ 第一波の収束及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

ア 町対策本部の廃止

- ・ 町は、国において緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに町対策本部を廃止します。

イ 対策の評価・見直し

- ・ 町は、これまでの各段階における対策の評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画、ガイドライン、また、北海道が実施する道行動計画の見直しを踏まえ、町行動計画等の見直しを行います。

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

- ・ 町は、国及び北海道が行うサーベイランス・情報収集について、把握に努めるとともに、国及び北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- 町は、町民に対し、第一波の収束と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。
- 町は、町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、北海道や他市町村、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。

イ 情報共有

- 町は、北海道や関係機関等とのリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国から第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行います。

ウ 相談窓口等の体制の縮小

- 町は、北海道等の要請に基づき、相談窓口等の体制を縮小します。

(4) 予防・まん延防止

ア まん延防止

- 町は、北海道等と連携し、海外での発生状況等について、渡航者等への情報提供や注意喚起の内容を確認し、町民に周知します。

(5) 予防接種

ア 住民接種の実施

- 町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 上記の対策に加え、必要に応じ、国及び北海道と連携し、流行の第二波に備えて、特措法第46条に基づく住民接種を行います。

(6) 医療

ア 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 町は、国及び北海道の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 要援護者対策

- 町は、新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き、国及び北海道等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 町は、国、北海道、指定（地方）公共機関と連携し、道内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほ

ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人へ伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 致死率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ パンデミック

感染症の世界的な大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。